

◎新潟県告示第507号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量（令和8年4月新潟県告示第402号）を令和8年5月29日に次の表のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年6月9日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分に変更部分）

変更後		変更前									
1	くろまぐろ（小型魚）	1	くろまぐろ（小型魚）								
	<table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ(小型魚) 漁業</td> <td><u>119.4</u>トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ(小型魚) 漁業	<u>119.4</u> トン		<table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ(小型魚) 漁業</td> <td><u>102.8</u>トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ(小型魚) 漁業	<u>102.8</u> トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ(小型魚) 漁業	<u>119.4</u> トン										
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ(小型魚) 漁業	<u>102.8</u> トン										
2	くろまぐろ（大型魚）	2	くろまぐろ（大型魚）								
	<table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ(大型魚) 漁業</td> <td><u>158.3</u>トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ(大型魚) 漁業	<u>158.3</u> トン		<table border="1"> <tr> <td>知事管理区分</td> <td>知事管理漁獲可能量</td> </tr> <tr> <td>新潟県くろまぐろ(大型魚) 漁業</td> <td><u>133.8</u>トン</td> </tr> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	新潟県くろまぐろ(大型魚) 漁業	<u>133.8</u> トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ(大型魚) 漁業	<u>158.3</u> トン										
知事管理区分	知事管理漁獲可能量										
新潟県くろまぐろ(大型魚) 漁業	<u>133.8</u> トン										
3・4	（略）	3・4	（略）								